

佐世保市行政協力に関する業務取扱要綱

(設置)

第1条 この要綱は、市民との連絡を緊密にし、市政の円滑なる運営を図るため、行政協力に関する業務について必要な事項を定めます。

(委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 広報紙、その他、コミュニティ・協働推進課が承認した文書の配布及び回覧に関すること。
- (2) 周知事項の伝達、その他、特に必要があると認められるもの。

(受持区域)

第3条 受持区域は、当該自治会等の区域内とします。

(所管)

第4条 本庁区域内の受託者は、コミュニティ・協働推進課の所管とし、支所区域内の受託者は、各支所の所管とします。

(委託料等)

第5条 委託料は、当該年度4月1日現在の受持区域とし、その算定基準は別表1及び別表2のとおりとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置)

- 2 編入前の吉井町又は世知原町の区域に存する自治会等に対する委託料については平成20年3月31日までの間は、第5条の規定により算出した額に、吉井町区長の設置に関する規則（平成元年規則第4号）又は世知原町行政区設置規則（昭和48年規則第3号）の例により算出した区長報酬の額から第5条の規定により算出した委託料の額を控除した額に次の表に定める率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

期 間	経過期間中の委託料算出に用いる率
平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで	7 5 %
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	5 0 %
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	2 5 %

(宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置)

- 3 編入前の宇久町又は小佐々町の区域内に存する自治会等に対する委託料については、平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの間は、第 5 条の規定により算出した額に、合併前の宇久町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年宇久町条例第 6 号）の例により算出した区長報酬の額又は合併前の小佐々町の例により算出した委託料の額から第 5 条の規定により算出した委託料の額を控除した額に、次の表に定める率を乗じて得た額を加えた額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

期 間	経過期間中の委託料算出に用いる率
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	7 5 %
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	5 0 %
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	2 5 %

(江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置)

- 4 編入前の江迎町又は鹿町町の区域内に存する自治会等に対する委託料については、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間は、第 5 条の規定により算出した額に、合併前の江迎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年江迎町条例第 1 7 号）の例により算出した行政事務嘱託員報酬の額又は合併前の鹿町町の例により算出した地区会長報酬の額から第 5 条の規定により算出した委託料の額を控除した額に、次の表に定める率を乗じて得た額を加えた額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

期 間	経過期間中の委託料算出に用いる率
平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで	7 5 %
平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで	5 0 %
平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで	2 5 %

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表 1 又は別表 2 の規定により算定される委託料の額が、この要綱による改正前の佐世保市行政協力に関する業務取扱要綱別表 1 又は別表 2 の規定により算定される委託料の額（以下「旧基準算定額」という。）を下回ることとなる世帯数区分に係る委託料の額は、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、旧基準算定額によるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係） 行政協力業務委託料算定基準表

世帯数区分	世帯割	均等割	計
1－50	3,120	6,190	9,310
51－100	4,680	6,190	10,870
101－150	6,230	6,190	12,420
151－200	7,780	6,190	13,970
201－250	9,340	6,190	15,530
251－300	10,890	6,190	17,080
301－350	12,730	6,190	18,920
351－400	14,580	6,190	20,770
401－450	16,420	6,190	22,610
451－500	18,270	6,190	24,460
501－550	20,110	6,190	26,300
551－600	21,960	6,190	28,150
601－650	24,100	6,190	30,290
651－700	26,230	6,190	32,420
701－750	28,370	6,190	34,560
751－800	30,500	6,190	36,690
801－850	32,640	6,190	38,830
851－900	34,780	6,190	40,970
901－950	37,500	6,190	43,690
951－1000	40,210	6,190	46,400
1001－1050	42,930	6,190	49,120
1051－1100	45,650	6,190	51,840
1101－1150	48,370	6,190	54,560
1151－1200	51,090	6,190	57,280

※ 1 契約書に記入している金額は、上記の合計金額×12 ヶ月分×消費税となります。

※ 2 世帯数区分については、紙媒体の広報紙その他文書の配布を行う世帯の数に応じた区分となります。従って、すべての世帯にデジタルの方法により配布する場合は、均等割×12 ヶ月分×消費税となります。

別表 2（第 5 条関係） 行政協力業務委託料算定基準表

（1，201 世帯以上の場合の特別算定表）

世帯数区分	世帯割	均等割	計
1201－1250	52,060	6,190	58,250
1251－1300	54,780	6,190	60,970
1301－1350	57,500	6,190	63,690
1351－1400	60,220	6,190	66,410
1401－1450	62,940	6,190	69,130
1451－1500	65,650	6,190	71,840
1501－1550	68,660	6,190	74,850
1551－1600	71,670	6,190	77,860
1601－1650	74,680	6,190	80,870
1651－1700	77,690	6,190	83,880
1701－1750	80,700	6,190	86,890
1751－1800	83,710	6,190	89,900
1801－1850	87,020	6,190	93,210
1851－1900	90,320	6,190	96,510
1901－1950	93,620	6,190	99,810
1951－2000	96,920	6,190	103,110
2001－2050	100,220	6,190	106,410
2051－2100	103,520	6,190	109,710
2101－2150	107,120	6,190	113,310
2151－2200	110,710	6,190	116,900
2201－2250	114,300	6,190	120,490
2251－2300	117,890	6,190	124,080
2301－2350	121,490	6,190	127,680
2351－2400	125,080	6,190	131,270
2401－2450	128,960	6,190	135,150
2451－2500	132,850	6,190	139,040
2501－2550	136,730	6,190	142,920
2551－2600	140,620	6,190	146,810
2601－2650	144,500	6,190	150,690
2651－2700	148,380	6,190	154,570

※ 1 契約書に記入している金額は、上記の合計金額×12 ヶ月分×消費税となります。

※ 2 世帯数区分については、紙媒体の広報紙その他文書の配布を行う世帯の数に

応じた区分となります。従って、すべての世帯にデジタルの方法により配布する場合は、均等割×12 ヶ月分×消費税となります。